

予算項目	総係費(水)委託料 ポンプ場費(下)委託料
委託番号	委託第30号

設計書

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者 (監督員)

年度	令和5年度	作成年月日	令和5年4月12日	履行期間	令和6年3月22日まで
委託名	上下水道局樹木育成・芝生保守管理業務委託				
委託場所	秋田市上下水道局(川尻庁舎および八橋汚水中継ポンプ場敷地内)			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国補・県補・[市単]				

費用内訳			業務概要	
	設計額 (円)		樹木剪定、施肥、雪囲いおよび除草等一式	
	業務価格		(詳細は別紙設計書および仕様書のとおり)	
	消費税等相当額			
	業務委託費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

本 工 事 内 訳 表

1

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務委託費								
	公園管理 (川尻)							
		軽剪定	(30cm以上～60cm未満)	25.0	本			第1号代価表(カイズカイブキ、イヌツゲ、ヒバ)
		軽剪定	(60cm以上～90cm未満)	6.0	本			第2号代価表(クロマツ、ゴヨウマツ、ヒマラヤスギ)
		基本剪定	(60cm以上～90cm未満)	4.0	本			第3号代価表(サクラ)
		基本剪定	(120cm以上)	19.0	本			第4号代価表(サクラ)
		刈込み(生垣)	H=0.75m～1.5m未満 手刈り	48.0	m			第5号代価表(ドウダンツツジ)
		刈込み(寄植え)	H=1.5m未満	30.0	m ²			第6号代価表(低木類)
		高木施肥	(30cm以上～60cm未満)	25.0	本			第7号代価表(カイズカイブキ、ヒバ、イヌツゲ)
		高木施肥	(60cm以上～90cm未満)	10.0	本			第8号代価表(サクラ、クロマツ、 ゴヨウマツ、ヒマラヤスギ)
		高木施肥	(120cm以上)	19.0	本			第9号代価表(サクラ)
		低木施肥	(60cm以上～90cm未満)	41.0	本			第10号代価表(低木類)
		寄植え施肥		24.0	m ²			第11号代価表(延長48m×幅0.5m)

本 工 事 内 訳 表

2

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		雪囲い	高木枝おり	3.0	本			第12号代価表(イヌツゲ)
		雪囲い	低木枝おり	41.0	本			第13号代価表
		雪吊り		4.0	本			第14号代価表
		肩掛式除草		3,000.0	m ²			第15号代価表
		人力除草		255.0	m ²			第16号代価表
		集草・積込・運搬(川尻庁舎内)		3,255.0	m ²			第17号代価表
		枯木処理	(30cm以上～60cm未満)	1.0	本			第21号代価表
		枯木処理	(60cm以上～90cm未満)	1.0	本			第22号代価表
		川尻庁舎外搬出(剪定・除草・伐採)		6.0	台			第18号代価表
		処分費(剪定枝、除草、伐採)		5,100.0	kg			秋田市総合環境センター
		小計						①
		公園管理 (八橋)						
		軽剪定	(30cm以上～60cm未満)	20.0	本			第1号代価表(カイズカイブキほか)
		軽剪定	(60cm以上～90cm未満)	10.0	本			第2号代価表(クロマツ)
		基本剪定	(120cm以上)	6.0	本			第4号代価表(ケヤキ)

本 工 事 内 訳 表

3

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
			H=0.75m~1.5m未満 刈込み(生垣) 手刈り	220.0	m			第5号代価表(ツツジ)
			刈込み(寄植え) H=1.5m未満	145.0	㎡			第6号代価表(低木類)
			雪囲い 低木枝おり	198.0	本			第13号代価表
			雪吊り	8.0	本			第14号代価表(クロマツほか)
			肩掛式除草	10,590.0	㎡			第15号代価表
			人力除草	860.0	㎡			第16号代価表
			集草・積込・運搬(八橋ポンプ場内)	11,450.0	㎡			第17号代価表
			八橋ポンプ場外搬出(剪定・除草)	7.0	台			第19号代価表
			処分費 (剪定枝、除草草)	8,000.0	kg			秋田市総合環境センター
			小計					②
			直接委託費					③=①+②
			諸経費	1	式			④
			合計					⑤=③+④ 万円未満切捨て
			消費税相当額					⑥ 10%
			請負委託費計					⑤+⑥

代 価 表

軽剪定(夏期剪定)

幹周30cm以上～60cm未満

10 本当たり

第1号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.9	人			
普通作業員		0.81	人			
計						
1本当たり						

代 価 表

軽剪定(夏期剪定)

幹周60cm以上～90cm未満

10 本当たり

第2号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		3.9	人			
普通作業員		1.20	人			
計						
1本当たり						

代 価 表

基本剪定(冬期剪定)

幹周60cm以上~90cm未満

10 本当たり

第3号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		2.9	人			
普通作業員		0.9	人			
計						
1本当たり						

代 価 表

基本剪定(冬期剪定)

幹周120cm以上

10 本当たり

第4号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		14.2	人			
普通作業員		4.2	人			
計						
1本当たり						

代 価 表

刈込み(生垣)

高さ0.75m~1.5m未満(手刈り)

100 m当たり

第5号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.4	人			
普通作業員		0.40	人			
計						
1m当たり						

代 価 表

刈込み(寄植え)

高さ1.5m未満(手刈り)

100 m²当たり

第6号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.1	人			
普通作業員		0.3	人			
計						
1m ² 当たり						

代 価 表

施肥 高木施肥(幹周30cm以上～60cm未満) 100 本当たり 第7号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		2.9	人			
普通作業員		0.89	人			
肥料		50.0	kg			
計						
1本当たり						

代 価 表

施肥 高木施肥(幹周60cm以上～90cm未満) 100 本当たり 第8号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		6.9	人			
普通作業員		2.05	人			
肥料		60.0	kg			
計						
1本当たり						

代 価 表

施肥 高木施肥(幹周120cm以上) 100 本当たり 第9号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		14.9	人			
普通作業員		4.45	人			
肥料		100.0	kg			
計						
1本当たり						

代 価 表

施肥 低木施肥(幹周60cm以上～90cm未満) 100 本当たり 第10号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		0.49	人			
普通作業員		0.044	人			
肥料		5.0	kg			
計						
1本当たり						

代 価 表

寄植え施肥

100 m²当たり

第11号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		0.14	人			
普通作業員		0.044	人			
肥料		10.0	kg			
計						
1m ² 当たり						

代 価 表

雪囲い 高木枝おり(3回巻き)撤去含む

100 本当たり

第12号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.04	人			
普通作業員		0.40	人			
縄	8mm	25.0	kg			
雑材		1	式			
計						
1本当たり						

代 価 表

雪囲い 低木枝おり(2回巻き)撤去含む 100 本当たり 第13号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		0.78	人			
普通作業員		0.26	人			
縄	8mm	12.5	kg			
雑材		1	式			
計						
1本当たり						

代 価 表

雪吊り 樹木高4.0m以上～6.0m未満

10 本当たり

第14号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		5.50	人			
普通作業員		1.50	人			
縄	8mm	45.0	kg			
支柱杉丸太		10.0	本			
雑材		1	式			
計						
1本当たり						

代 価 表

肩掛式除草(刈幅カッタ径255mm)

1,000 m²当たり

第15号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般世話役		0.180	人			
特殊作業員		0.90	人			
普通作業員		0.18	人			
軽作業員		0.07	人			
機械損料		0.9	日			
諸雑費		1	式			
計						
1m ² 当たり						

代 価 表

人力除草

1,000 m²当たり

第16号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般世話役		0.97	人			
普通作業員		6.80	人			
諸雑費		1	式			
計						
1m ² 当たり						

代 価 表

集草・積込・運搬

肩掛式除草、人力除草

1,000 m²当たり

第17号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般世話役		0.31	人			
普通作業員		0.93	人			
トラック運転	2tトラック	1.6	h			第20号代価表
諸雑費		1	式			
計						
1m ² 当たり						

代 価 表

トラック運転 費 目	2t 規 格	数 量	単 位	1 h 当たり 単 価	金 額	備 考
一般運転手		0.210	人			
燃料費	軽油	4.2	リットル			
機械損料		1.0	h			
計						

代 価 表

伐採(チェーンソー伐り)

幹周30cm以上～60cm未満

10 本当たり

第21号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		0.70	人			
普通作業員		1.35	人			
チェーンソー運転		0.37	日			第23号代価表
計						
1本当たり						

代 価 表

伐採(チェーンソー伐り) 幹周60cm以上～90cm未満 10 本当たり 第22号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.75	人			
普通作業員		3.37	人			
チェーンソー運転		0.89	日			第23号代価表
計						
1本当たり						

代 価 表

チェーンソー運転

1日当たり

第23号代価表

費 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		1.00	人			
燃料費	ガソリン	2.70	ℓ			
チェーンソー損料	ガソリンエンジン 鋸長 600mm 0.08ℓ	1.0	日			
諸雑費		1.0	式			
計						

上下水道局樹木育成・芝生保守管理業務委託仕様書 (川尻庁舎)

1 目的

この仕様書は、川尻庁舎敷地内の適正な樹木の保守管理を行うため、必要な事項を定めたものである。

2 履行場所

秋田市川尻みよし町14番8号 川尻庁舎敷地内

3 現場代理人

受託者は、樹木育成・芝生保守管理業務（以下「業務」という。）の履行にあたり、技術上の管理をつかさどる現場代理人を定め、委託者に提出する。

4 業務工程表

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表を作成し、委託者に提出する。

5 業務の基準

業務の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務工程表に基づき行うこと。
- (2) 別紙「樹木配置図」に示す場所の樹木育成管理等を行うこと。

6 業務の内容

受託者の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 樹木管理

ア 施肥

所定の肥料を入れ覆土する。

イ 剪定等

樹形を整え生育を促進するため、剪定を実施する。

ウ 伐採

指示した樹木について伐採する。

エ 雪囲い等

雪囲いを年1回実施する。雪解け後は速やかに雪囲いを取り外すものとする。

オ 除草

概ね6月～9月の間に除草を3回実施する。なお、場所に応じて機械作業・人力作業を適宜使い分け、速やかに処分すること。

7 業務の報告

業務終了後、委託者が定める業務完了報告書を速やかに提出すること。

8 委託料の支払

委託料については、上期（契約締結から10月まで）、下期（11月から3月まで）の2回払いとする。

9 費用の分担

業務における費用の分担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託者が業務履行に必要な人件費、器具および消耗品等は、業務委託料に含まれる。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたって事故若しくは故意により、植木その他の対象施設を枯死等させたときは、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

10 安全衛生心得

労働安全衛生法、その他災害防止関係法令を遵守するとともに、次のような措置を講じ、労働災害の未然防止に努める。

- (1) 事故防止を図るため、安全対策を明確にする。
- (2) 委託者と十分な協議・連絡を行い、必要な安全対策を講ずるとともに、適切な作業方法の選択および作業員の配置割り当てを行い、事故防止に努める。
- (3) 安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な安全措置を講じる。
- (4) 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受託者が備えるものとする。

11 委託対象

委託の対象となる樹木等は別紙「樹木配置図」のとおりとする。

そのうち、除草区、剪定の対象となる樹木の位置・種別、雪囲いの対象となる樹木の位置・種別、伐採の対象となる樹木の位置・種別については、別紙「樹木配置図（詳細）」のとおりとする。

12 その他

疑義が生じた場合は、両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。

上下水道局樹木育成・芝生保守管理業務委託仕様書 (八橋汚水中継ポンプ場)

1 目的

この仕様書は、八橋汚水中継ポンプ場の適正な樹木・芝生の保守管理を行うため、必要な事項を定めたものである。

2 履行場所

秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋汚水中継ポンプ場構内

3 現場代理人

受託者は、樹木育成・芝生保守管理業務（以下「業務」という。）の履行にあたり、技術上の管理をつかさどる現場代理人を定め、委託者に提出する。

4 業務工程表

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表を作成し、委託者に提出する。

5 業務の基準

業務の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務工程表に基づき行うこと。
- (2) 対象修景施設図に示す場所の樹木育成管理等を行うこと。

ア 除草区

イ 樹木

6 業務の内容

受託者の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 樹木管理

ア 剪定等

樹形を整え生育を促進するため、剪定を年1回実施する。

イ 雪囲等

雪囲いを年1回実施する。雪解け後は速やかに雪囲いを取り外すものとする。

- (2) 芝生管理

ア 除草

6月～10月の間に除草を2回実施する。なお、場所に応じて機械作業・人力作業を適宜使い分け、速やかに処分すること。

7 業務の報告

業務終了後、委託者が定める業務完了報告書を速やかに提出すること。

8 委託料の支払

委託料については、上期（契約締結から10月まで）、下期（11月から3月まで）の2回払いとする。

9 費用の分担

業務における費用の分担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託者が業務履行に必要な人件費、器具および消耗品等は、業務委託料に含まれる。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたって事故若しくは故意により、植木その他の対象施設を枯死等させたときは、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

10 安全衛生心得

労働安全衛生法、その他災害防止関係法令を遵守するとともに、次のような措置を講じ、労働災害の未然防止に努める。

- (1) 事故防止を図るため、安全対策を明確にする。
- (2) 委託者と十分な協議・連絡を行い、必要な安全対策を講ずるとともに、適切な作業方法の選択および作業員の配置割り当てを行い、事故防止に努める。
- (3) 安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な安全措置を講じる。
- (4) 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受託者が備えるものとする。

11 委託対象

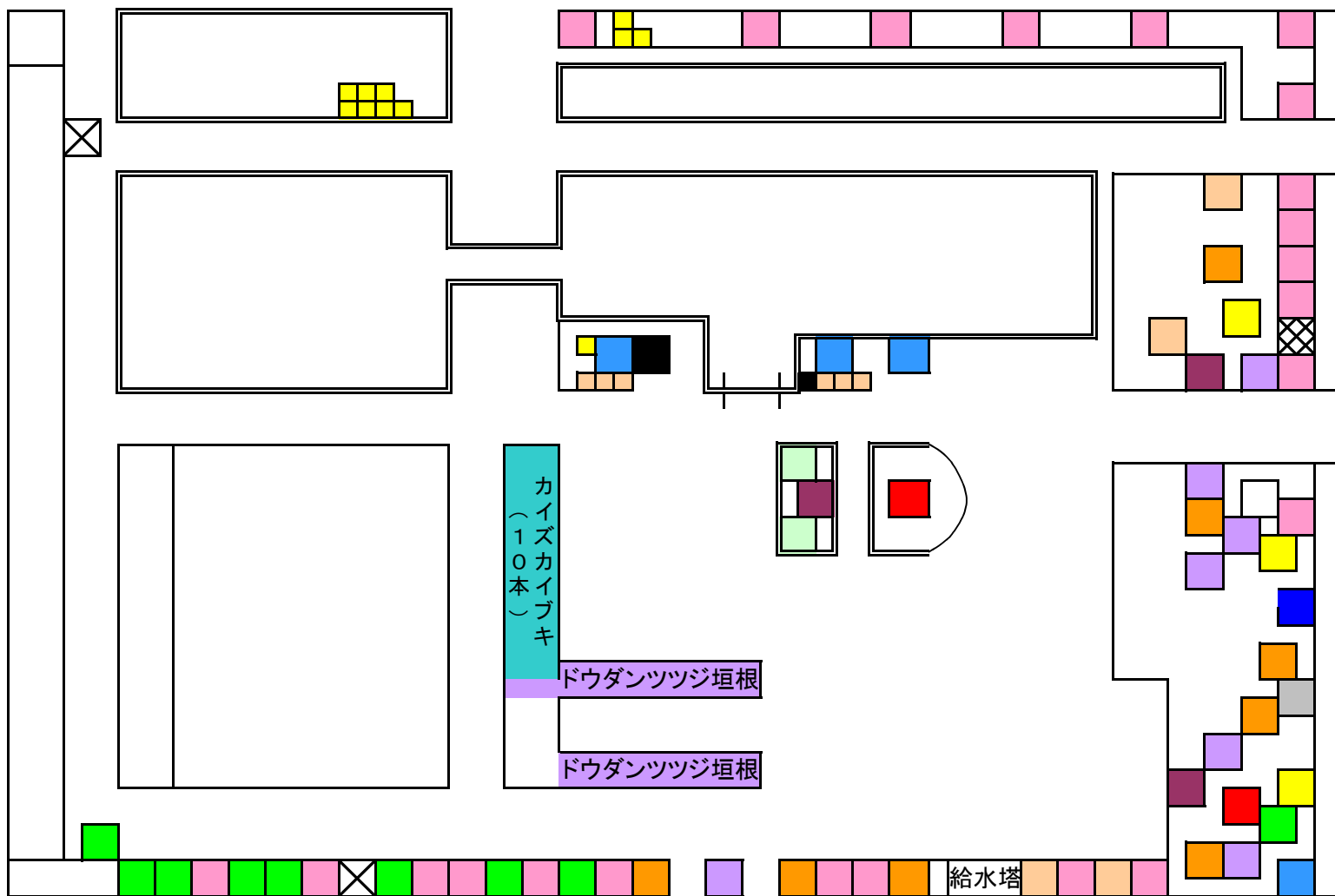
委託の対象となる樹木等（別紙「対象修景施設図」参照）

- (1) 除草区は、色分けされているとおりとする。
- (2) 剪定の対象となる樹木の位置は、以下のとおりとする。
 - ア 軽剪定(30～59cm)：①, ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫区画
 - イ 軽剪定(60～89cm)：①, ⑤, ⑥, ⑦, ⑨区画
 - ウ 刈り込み（植え込み）：⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫区画
 - エ 刈り込み（寄せ植え）：⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫区画
 - オ 基本剪定(120cm以上)：⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨区画
- (3) 雪囲いの対象となる樹木の位置は、以下のとおりとする。
 - ア 雪吊り：⑤, ⑥, ⑨区画
 - イ 低木枝おり：⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫区画

12 その他

疑義が生じた場合は、両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。

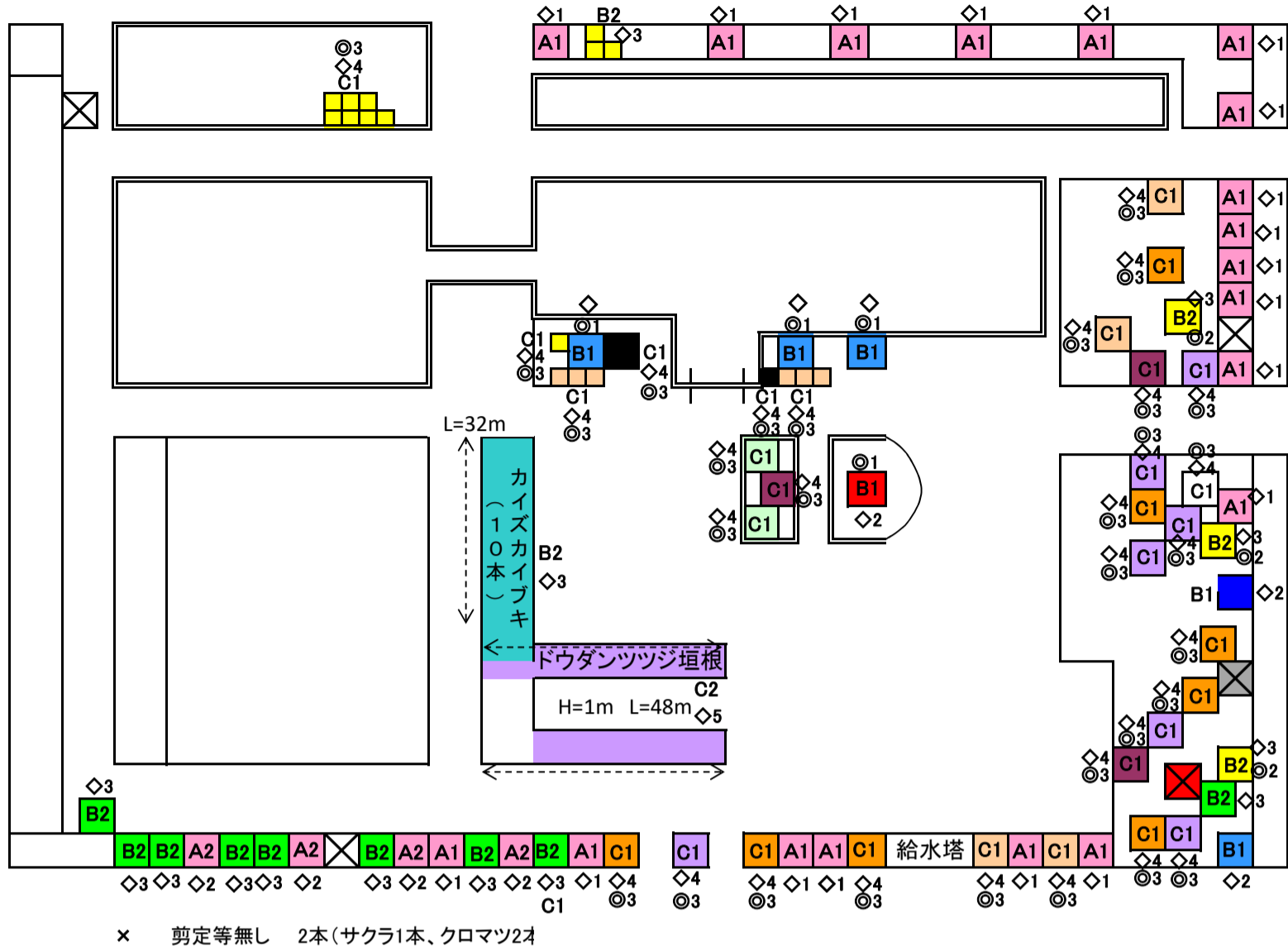
川尻庁舎樹木等配置図



樹木数量総括表

カイズカイブキ	10	本
タマイブキ	2	本
サクラ	23	本
オオムラサキツツジ	8	本
ドウダンツツジ	7	本
ドウダンツツジ垣根	48	m
サツキ	10	本
イヌツゲ	14	本
キャラボク	3	本
イチイ	1	本
ヒマラヤスギ	1	本
ヒバ(南側)	9	本
クロマツ	4	本
ゴヨウマツ	2	本
コウヤマキ	1	本
ビャクシン	2	本
		97 本
		48 m
サクラ(対象外)	1	
クロマツ(対象外)	2	

川尻庁舎樹木等配置図(詳細)



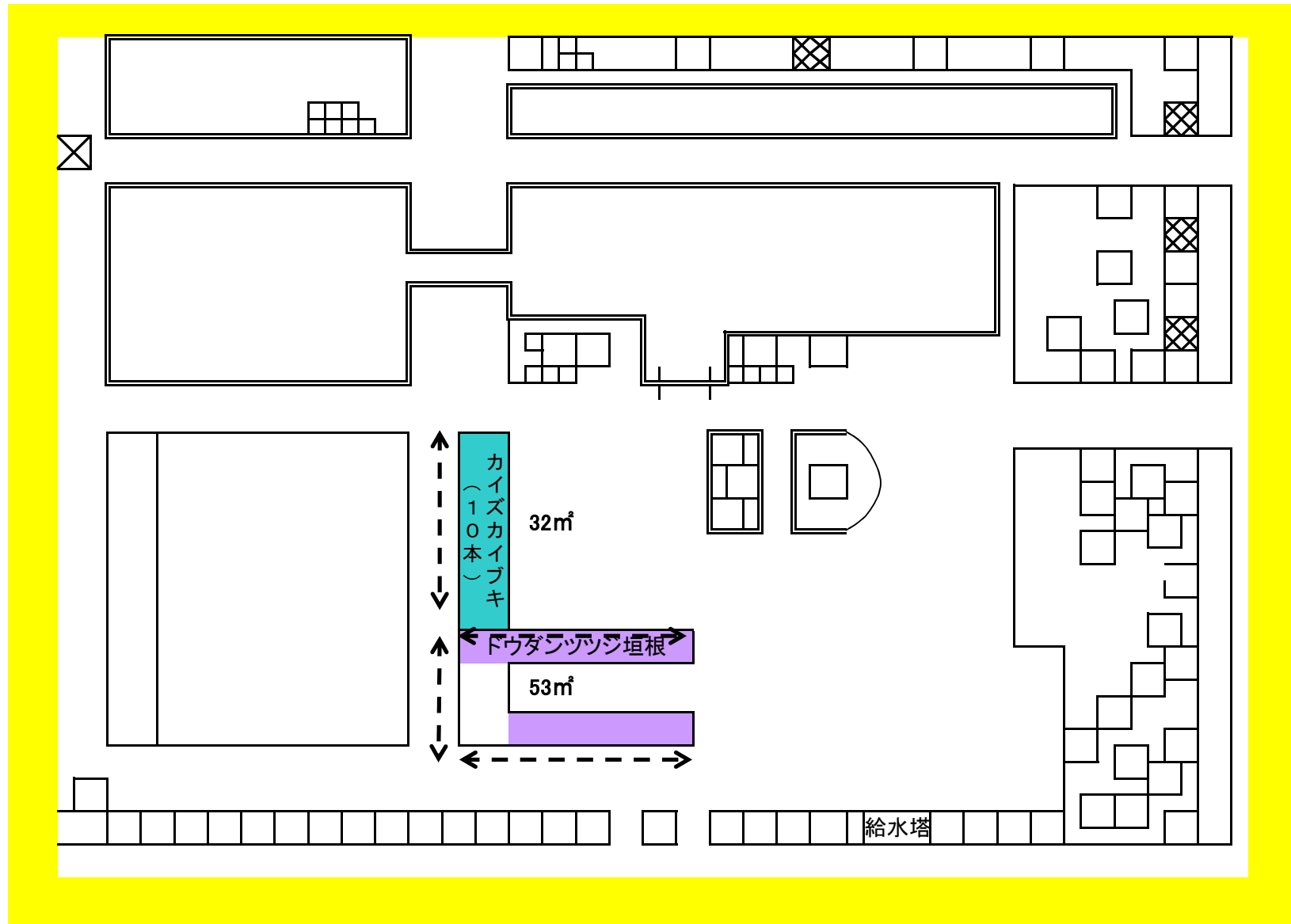
樹種	数量	単位
カイズカイブキ	10	本
タマイブキ	2	本
サクラ	23	本
オオムラサキツツジ	8	本
ドウダンツツジ	7	本
ドウダンツツジ垣根	48	m
サツキ	10	本
イヌツゲ	14	本
キャラボク	3	本
イチイ	1	本
ヒマラヤスギ	1	本
ヒバ(南側)	9	本
クロマツ	4	本
ゴヨウマツ	2	本
コウヤマキ	1	本
ビャクシン	2	本
計	97	本
× 伐採	2	本
(ゴヨウマツ1本、コウヤマキ1本)		

A1	基本剪定(幹回り120cm以上)	【落葉樹～サクラ】	19	本
A2	基本剪定(幹回り60～89cm)	【落葉樹～サクラ】	4	本
B1	軽剪定(幹回り60～89cm)	【針葉樹～クロマツ4、ゴヨウマツ1、ヒマラヤスギ1】	6	本
B2	軽剪定(幹回り30～59cm)	【針葉樹～ヒバ9、カイズカイブキ10、イヌツゲ6】	25	本
C1	刈込み～低木(寄植え)(高さ1.5m未満)	【低木～オオムラサキツツジ8、サツキ10、タマイブキ2、ドウダンツツジ7、ビャクシン2、キャラボク3、イチイ1、イヌツゲ8】	30	m ²
C2	刈込み(生垣)手刈り(高さ0.75～1.5m未満)	【ドウダンツツジ】	48	m
◇1	高木施肥(幹回り120cm以上)	【サクラ】	19	本
◇2	高木施肥(幹回り60～89cm)	【サクラ4、クロマツ4、ゴヨウマツ1、ヒマラヤスギ1】	10	本
◇3	高木施肥(幹回り30～59cm)	【ヒバ9、カイズカイブキ10、イヌツゲ6】	25	本
◇4	低木施肥	【低木～オオムラサキツツジ8、サツキ10、タマイブキ2、ドウダンツツジ7、ビャクシン2、キャラボク3、イチイ1、イヌツゲ8】	41	本
◇5	寄植え施肥(生垣48m×高0.5m=24m ²)	【ドウダンツツジ垣根】	24	m ²
◎1	雪吊り(樹木高4～6m未満)	【クロマツ】 【ゴヨウマツ】	3 1	本
◎2	雪囲い 高木枝おり	【イヌツゲ】	3	本
◎3	雪囲い 低木枝おり	【低木～オオムラサキツツジ8、サツキ10、タマイブキ2、ドウダンツツジ7、ビャクシン2、キャラボク3、イチイ1、イヌツゲ8】	41	本
×	剪定等無し	2本(サクラ1本、クロマツ2本)	3	本

人力除草 53m(長さ)×1m(幅)=53m²
 32m(長さ)×1m(幅)=32m² ←-->
 85m²

基本剪定	23	本	高木施肥	54	本
軽剪定	31	本	低木施肥	41	本
刈込み(低木)	30	m ²	寄植え施肥(生垣)	24	m ²
刈込み(生垣)	48	m			
			剪定無し	3	本

川尻庁舎除草面積図



肩掛式除草 1,000m²

↔ 人力除草 85m²

1000 × 3回 = 3,000

85 × 3回 = 255 **35/39**

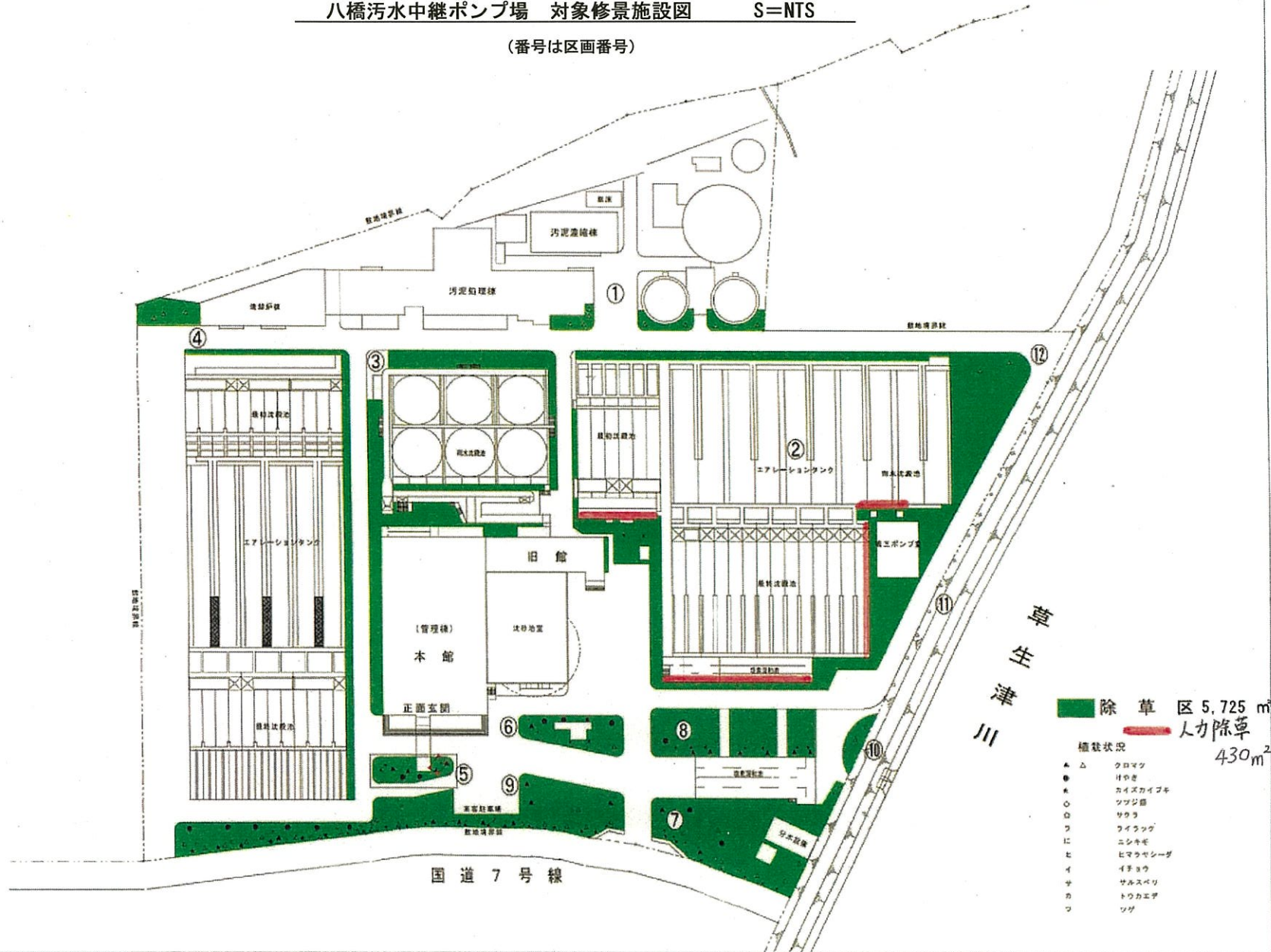
R5 川尻庁舎内樹木剪定数量表(仕様書)

樹種	規格	数量	摘要
カイズカイブキ	H=2.5	10 本	剪定(適性剪定時期10~11月)、施肥
ヒバ	H=2.0	9 本	剪定(適性剪定時期7~10月)、施肥
クロマツ	H=4.0~5.5	3 本	剪定(適性剪定時期7月)、施肥、雪吊り
		1 本	剪定(適性剪定時期7月)、施肥
コウヤマキ	H=4.5	1 本	伐採
ゴヨウマツ	H=2.0~2.5	1 本	伐採
		1 本	剪定(適性剪定時期7月)、施肥、雪吊り
ヒマラヤスギ	H=3.0	1 本	剪定(適性剪定時期7月)、施肥
イヌツゲ(正門両脇)	H=2.5	3 本	剪定(適性剪定時期7,10月)、施肥、雪囲い
イヌツゲ(北側)	H=2.5	3 本	剪定(適性剪定時期7,10月)、施肥
サクラ	H=3.5~12.0	4 本	剪定(適性剪定時期は落葉期であることから10~2月)、施肥
		19 本	剪定(適性剪定時期は落葉期であることから10~2月)、施肥
ドウダンツツジ(生垣)		48 m	剪定(8月までに刈り込みを終えること)、施肥
低木類(寄植え)	W=1.0~2.0	41 本	剪定(適性剪定時期は落葉期であることから10~2月)、施肥、雪囲い
ドウダンツツジ(低木類に含む)	H=1.5~2.0	7 本	剪定(8月までに刈り込みを終えること)、施肥、雪囲い
イヌツゲ(低木類に含む)	H=1.0	8 本	剪定(適性剪定時期7,10月)、施肥、雪囲い

25 本 軽剪定(30cm以上~60cm未満)
6 本 軽剪定(60cm以上~90cm未満)
4 本 基本剪定(60cm以上~90cm未満)
19 本 基本剪定(120cm以上)
48 m 刈込み(生垣)
30 m² 刈込み(寄植え)

八橋汚水中継ポンプ場 対象修景施設図 S=NTS

(番号は区画番号)



上下水道局樹木育成・芝生保守管理業務委託作業工程表【八橋汚水中継ポンプ場】

区 分		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月												
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下													
剪定	軽剪定							←—————→																																							
	基本剪定																		←————→																												
	刈込み(生垣)							←————→																																							
	ツツジ																																														
除草	人力除草							←————→																																							
	機械除草							←————→																																							
冬 囲い	高木枝おり																																														
	低木枝おり																																														
	雪吊り																																														
	雪囲い開始																																														
	雪囲い撤去																																														
	雪囲い開始																																														
	雪囲い撤去																																														
	雪吊り開始																																														
	雪吊り撤去																																														

R5 八橋庁舎内樹木剪定数量表(仕様書)

樹種	規格	数量	摘要
クロマツ	H=4.0~5.5	10 本	剪定(適性剪定時期7月)、雪吊り(6本)
けやき	H=5.0~7.0	6 本	剪定(適性剪定時期7月,10月)
カイズカイブキ	H=2.5	6 本	剪定(適性剪定時期7月)
サクラ	H=3.0~4.0	4 本	剪定(適性剪定時期7月)
ライラック	H=2.5	1 本	剪定(適性剪定時期7月)
ニシキギ	H=2.0	1 本	剪定(適性剪定時期7月)
ヒマラヤシーダ	H=5.0~7.0	2 本	剪定(適性剪定時期7月,10月)
イチヨウ	H=2.5	1 本	剪定(適性剪定時期7月)
サルスベリ	H=2.0	1 本	剪定(適性剪定時期7月)
トウカエデ	H=2.0~2.5	2 本	剪定(適性剪定時期7月)
ツゲ	H=2.0	2 本	剪定(適性剪定時期7月,10月)、雪吊り(2本)
ツツジ	H=1.0~1.5	220 m	剪定(適性剪定時期7月,10月)
低木類(玉キャラ、他)	W=1.0~2.0	198 本	剪定(適性剪定時期7月,10月)、雪囲い

20 本 軽剪定(30cm以上~60cm未満)
 10 本 軽剪定(60cm以上~90cm未満)
 6 本 基本剪定(120cm以上)
 220 m 刈込み(生垣)
 145 m² 刈込み(寄植え)